

## 鉄道事業法

1 . 案内情報	
手続名	道路に鉄道線路を敷設することの許可
手続根拠	鉄道事業法第61条第1項ただし書
手続対象者	鉄道事業者
提出時期	道路に鉄道線路を敷設しようとするとき
提出方法	申請書及び添付書類を作成し、各都道府県の担当課へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	図面その他必要な書類
申請書様式	任意
記載要領・記載例	国土交通省道路局路政課へお問い合わせください。
2 . 窓口情報	
提出先	各都道府県
受付時間	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	国土交通省道路局路政課
3 . 手続情報	
審査基準	「軌道法等に係る審査基準及び標準処理期間について」(平成13年7月31日 道路局長通達)
標準処理期間	10ヶ月
不服申立方法	行政不服審査法の規定による